

2020年4月6日 全3頁

BISによる中小企業資金支援スキームの提言

新型コロナウイルスの影響を受け、銀行による配当・自社株買いの停止も提案

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 3月29日、国際決済銀行（BIS）のカルステンズ総支配人は、新型コロナウイルスの影響を受け、銀行に中小企業への貸出を促す方を提言した。
- カルステンズ総支配人は、企業が金融市場から資金を調達することが困難になっているがその穴を銀行が埋めていない、という問題を指摘した上で、貸出額を増やすため、全世界で銀行が配当と自社株買いを停止することを提案している。
- さらに、中小企業への資金支援のため、銀行が中小企業に貸出を行って政府が保証し、その保証付き債権を証券化して、中央銀行が購入するというスキームも提案している。

国際決済銀行のカルステンズ総支配人による提言

3月29日、国際決済銀行（BIS）のカルステンズ総支配人は、新型コロナウイルスの影響を受け、銀行に対して、危機的な状況にある中小企業への貸出を促す方を提言した¹。

カルステンズ総支配人は、今回の新型コロナウイルスの影響による金融市場の混乱と2008年の金融危機は、次のような相違点があると指摘している。2008年の金融危機は、グローバルに銀行が過剰にレバレッジをかけていたことが問題であり、中央銀行は銀行への資金提供や資産購入により、銀行のストレスに対して直接対応する手段を有していた。

一方、今回の金融市場の混乱は、金融システムにおける銀行セクターが占める部分が小さくなり、企業が金融市場からの資金調達に依存している状況において発生している。カルステンズ総支配人は、現在の問題は、企業は金融市場からの資金調達が困難になっているが、その穴を銀行が埋めていないことであると指摘している。

カルステンズ総支配人は、問題解決のため銀行が役割を果たすべきと提言している。具体的には、貸出額を増やすため、銀行は、好況時に蓄積した（自己資本の）バッファーを活用して貸出

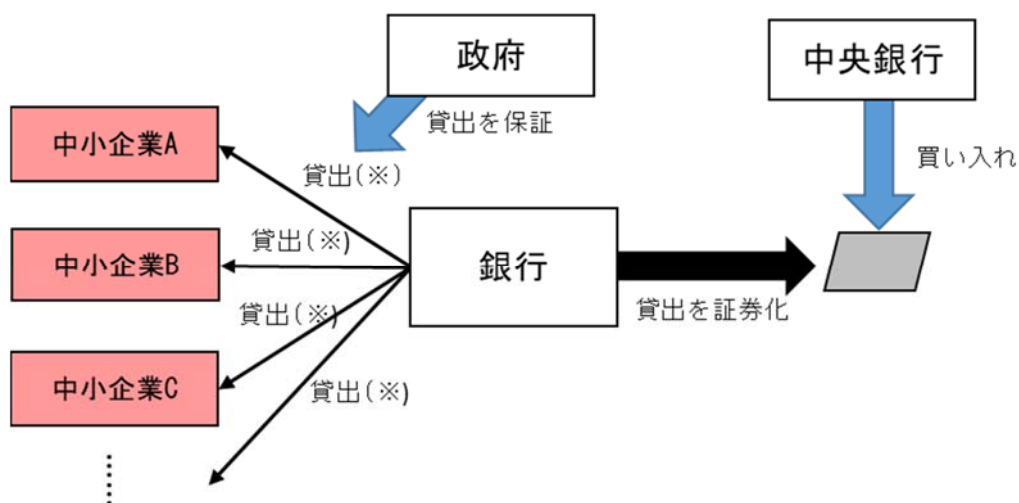
¹ “Bold steps to pump coronavirus rescue funds down the last mile” BIS ウェブサイト (<https://www.bis.org/speeches/sp200330.htm>) 参照。

に回し、また、全世界で銀行の配当と自社株買いを停止する（freeze）必要があると指摘している²。

ただし、銀行はリスクテイクを行わなくなっているため、貸出が行われず、配当等の停止措置では十分ではない可能性がある。そこで、カルstens総支配人は、中央銀行の資金供給を利用して、銀行に対して中小企業に貸出を行うよう協力を求めることを提言している。

具体的には、次のようなスキームを提言している。まず、銀行が中小企業に、当該中小企業の前年の納税額に相当する額の貸出を行う（納税猶予のための貸出³）。その貸出について、リスクが銀行に蓄積しないように政府が貸出を保証する。政府保証の付いた中小企業向け貸出⁴を証券化し、それを中央銀行が買い入れる、というスキームを提言している。

図表 提言された中小企業への資金支援スキーム（イメージ）



(※) 貸出額は、前年の納税額と同額とされている。

(出所) BIS カルstens総支配人“Bold steps to pump coronavirus rescue funds down the last mile”を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

カルstens総支配人は、中央銀行の提供する流動性（資金）が、その資金を最も必要としている個人と企業に行きわたるようにすべきと指摘している。各国中央銀行によるCPの買い入れ措置や、最近FRBが社債購入に踏み切ったこと⁵は正しい措置だが、十分ではなく、中小企業に資金を供給するにはさらなる措置が必要だろうと指摘している。

以上が提言の内容であるが、あくまで提言であり、上記の措置が各国で導入されるかは現時点

² 欧州では、3月27日にECBが、ユーロ圏の銀行に対し、今年の10月1日まで配当や自社株買いの中止を要請している。さらに、3月31日にEUの銀行監督当局（EBA）が、EUの銀行に対し、配当や自社株買いの中止を要請している。

³ 我が国では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急の税制改正案において、一定の企業・事業主に対しては、税の支払いが1年猶予される方針である。

⁴ 貸出額は、前年の納税額と同額とされている。このようにすることで、前年の納税額に関する証拠さえあれば貸出しの対象とすることができる。また、前年に黒字だった企業への貸出のみが政府保証の対象となり、詐欺のリスクが限定される。

⁵ 矢作大祐「FOMC 社債等の購入に踏み切る」（2020年3月24日大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/economics/usa/20200324_021411.html 参照。

では不明である。特に配当・自社株買いの停止については、要請することはともかく、法的に義務付けられるかは専門家による議論が必要だろう。しかし、経営状況の悪化した中小企業の破綻の回避は喫緊の課題であり、上記スキームはその方策として検討されることが期待される⁶。

(以上)

⁶ 各国の企業金融支援策に関して、大和総研調査本部「新型コロナウイルスに対応した主要国・地域の企業金融支援」(2020年3月27日大和総研レポート) (https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20200327_021422.html)